

第1回ロボットタクシー導入等に向けた
自動運転における自賠法上の損害賠償責任に関する検討会
【議事要旨】

日時：令和6年10月23日 16:00～17:20

場所：TKP 東京大手町カンファレンスセンター ミーティングルーム22C

出席委員：（5名）藤田委員、金岡委員、寺田委員、古笛委員、佐藤委員

本検討会で今後協議する内容について以下のような議論がなされた。

■本検討会における議論の前提

自動運転タクシー等、旅客運送事業における自賠法上の責任に限定した範囲で議論を行う。

■新たなビジネスモデルにおける運転者

特定自動運行主任者のなかには、自動車免許を保有せずに遠隔監視を行う者が生じる可能性があり、こうした者が自賠法上の運転者に該当するの可否かなどについて整理する。

■新たなビジネスモデルにおける運行供用者

旅客運送事業者が特定自動運行実施者等に業務委託するパターンとして想定される例を複数提示の上、その内容に基づき運行供用者責任の在り方について議論する。また、自動運転レベル4以上の車両を使用した旅客運送事業において、乗客が緊急停止ボタンなどを使用した場合においても、乗客は運行供用者には当たらないということについて整理し、明確化する。

■自賠法第3条のただし書における免責要件についての解釈

新たなビジネスモデルにおいて、「自動車の運行に関し注意を怠らなかった」場合としてどのようなことが考えられるのか等、一般的な見解についても議論する。

以上